

沖縄県個人情報保護審査会答申第 50-1 号 概要

①件名	「H25 年以降の相談内容」に係る保有個人情報部分開示決定に対する異議申立てについて
②開示請求年月日	平成 27 年 9 月 25 日 平成 27 年 10 月 7 日（補正書提出）
③実施機関	沖縄県知事（保健医療部 健康長寿課）
④決定年月日	平成 27 年 10 月 27 日（北保第 1071 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	条例第 15 条第 3 号及び第 8 号に該当
⑦異議申立て年月日	平成 27 年 12 月 10 日（沖縄県知事）
⑧異議申立ての趣旨	本件処分（保有個人情報部分開示決定）を取り消し、保有個人情報の開示を求める。
⑨異議申立て理由(要旨)	部分開示を全開示にせよ。他の相談内容があるため。
⑩諮問年月日	平成 28 年 7 月 19 日（沖縄県諮問保第 1 号）
⑪答申年月日	平成 28 年 11 月 11 日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った平成 27 年 10 月 27 日付け北保第 1071 号の保有個人情報部分開示決定について、異議申立人とともに相談に訪れた者の「氏名」及び「本人との続柄」を記載した部分については、開示すべきである。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>（1）本件請求個人情報について 審査会において開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、実施機関が部分開示を行った本件請求個人情報の対象文書は、「精神保健福祉相談記録票」、「平成 25 年度精神保健福祉相談一覧」、「平成 27 年度精神保健福祉相談一覧」（以下「本件公文書」という。）である。</p> <p>（2）条例第 15 条第 3 号の該当性について 本件公文書で実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、平成 25 年 4 月 19 日に異議申立人とともに相談に訪れた者の「氏名」及び「本人との続柄」を記載した部分については、異議申立人が既に知り得た情報であり、当該第三者もそのことを知っていることから、開示しても当該第三者個人の利益を害するおそれがあるとはいえず、開示すべきである。</p> <p>（3）条例第 15 条第 8 号の該当性について 審査会で、本件公文書である「精神保健福祉相談記録票」を見分したところ、同記録票は、単に実施機関が相談業務事務を行う過程において相談対象者とのやり取りから知り得た情報の記録だけではなく、関係機関からの情報や個別の対応方針等から構成されている。 そのため、これらの情報がすべて開示されることとなると、今後の相談業務事務の実施にあたって、関係機関や相談者との信頼関係が損なわれることを懸念して、表面的な記載にとどめてしまうなど、相談記録としての機能を低下させるおそれがある。 したがって、今後の相談業務事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるとして、実施機関が、本号に基づき不開示とした部分については妥当であると認められる。</p>